

第2回赤磐市上下水道事業審議会会議録（概略）

日時：平成26年3月17日(月)午後1時30分開会 午後3時30分閉会

場所：赤磐市役所2階第1会議室

事務局：失礼いたします。皆様方には大変ご苦勞様でございます。ただいまから第2回赤磐市上下水道事業審議会を開催させていただきます。それでは、会長様よろしく願いいたします。

議長：それでは、皆様お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。第1回目の前回につきましては、赤磐市の上下水道の概要について事務局のほうから説明をいただきましたが、今回第2回目はいよいよ具体的な検討の中身に入っていくこととなりますので、熱心にあるいは忌憚のないご意見を出していただければという風に思っています。どうぞよろしく願いいたします。それでは、議事に入っていきたいと思うんですが、その前に前回の宿題が残っておりましたので、財政計画と実施の比較についてということで宿題が残っておりましたので事務局のほうから説明をお願いします。

事務局：それでは、失礼いたします。説明に入ります前にちょっと確認なんですが、本日配布させていただきました追加の資料として黄色のバインダーにはさみまして資料の7,8,9を追加させていただいております。それとこの会議後の意見等の追加の意見を書いていただく紙と返信用の封筒をそれぞれ机の上に置かさせていただいておりますので、確認のほう、お願いいたします。それでは、説明のほうに入らせていただきます。上下水道課の稲生と申します。よろしく願いいたします。それでは、前回の審議会で財政計画と実施の比較についてまとめましたので、資料飛びますが資料6、15ページをご覧ください。まだ事業実施中の山陽と熊山分を比較しております。公共下水道の上から2行目、山Pとなっておりますのが、山陽の管渠工事の財政計画になります。それに対しまして8行目の計の下になりますが、山Pが実施した決算値になっております。平成25年、26年度につきましては予算値になります。比較しますと平成22年度までは、計画を上回る事業費を投入しておりましたが、平成23年度より財政課との協議の中で財政状況も厳しいことから、市全体の償還のピークを減らすために、下水道事業の起債の借入額を減額していくこととなりました。そのため、計画の半分以下の事業費となっております。そのため、当初の計画どおり下水道エリアを拡大していくことが難しくなっているのが現状です。今後も現状の事業費を維持していく予定になっております。続きまして、上から3段目のTというのは処理場の池の増設計画になります。これにつきましては、現状の汚水の流入量にまだ余裕がありますので、増設はしておりません。4段目の赤Pは、赤坂エリアへの管渠工事の計画です。実施の赤Pには数値を入れておりませんが、赤坂エリアの流入を受けるための汚水管渠を上市から正崎を通り五日市の県道へ布設し、その管の周辺で下水道を利用できるように供用開始しながらすすめております。次に、特環公共下水道の熊山につきましては、下から8段目になりますが、二つ目の計の下になります。事業費のP、これが熊山の管渠工事の計画になりますが、平成22年度に完了する予定でしたが、下から4行目の事業のPになります。平成22年度から事業費の減額もありまして、ただ今熊山で残っているのはグリーンタウン殿谷地区というところになるんですが、その管渠工事を少しずつ行っております。また、平成25年度から3年間かけて千躰地区の雨水対策として千躰雨水第2ポンプ設置工事をすすめております。以上で説明を終わります。

議長：ただ今宿題になっておりました財政計画と実施との関係で説明をいただきました。何か質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、それでは特に質問等ないということですので3番目の議題のほうに入っていたと思います。議題のほうでございますが、(1)の使用料算定作業のフローについて(2)下水道事業の財政状況について(3)下水道使用料の基本的な考え方について、につきましては、特に関係しておりますのでこの3つをあわせて説明いただくということにしたいと思います。その説明が終わって質疑も終わりましたらその次にその4番目と5番目これをひとくくりにして説明をしていただいて質疑応答に入りたいというふうに思っております。そのようにさせていただきますのでよろしくお願いたします。それでは、事務局のほうから議題の1から3までの説明をお願いします。

事務局：ここからは要点のみ説明をさせていただきます。それと資料の順番どおりに進みませんのでご了承ください。ページをお知らせしますので、皆さんが開いたのを確認して説明させていただきますのでよろしくお願いたします。まず1ページをご覧ください。

議長：ちょっとその前に1から3まで簡単に概略説明いただいてそれから入ってもらったほうが皆さんわかりやすいかなあとと思います。

事務局：1から3を通しては財政状況を、赤磐市の下水道事業の財政状況について説明させていただきたいと思っております。使用料の算定の方法とかそういうものもあるんですけど、あまり細かいところは言わずこれだけ下水道事業がかかっておりましてお金が足りないんですというところを説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

まず、1ページをご覧ください。下水道の使用料を算定するにあたりましてはこの1ページの図のような作業を行っていくこととなりますが、地方自治体の実情に応じて、適宜、合理的な範囲で実態に即した検討を行う必要がありますとなっておりますので、こういう算定方法をするんですけどこの説明は今回省かせていただきまして、2ページをご覧ください。この中の下水道使用料がどの程度今事業費としてかかっているかのところを中段の図ですね、これをもって説明させていただきたいんですが、これを拡大しましたのが、今日配布しとります資料の7ページ、ページでいいますと16ページになります。16ページ資料の7が拡大したのになります。資料の7をご覧ください。これで説明させていただきます。

この図、グラフはこれは平成24年度の下水道の経営状況を棒グラフに表しています。左の棒のほうは総括原価といいまして、維持管理費と元利償還金を積み上げたグラフになります。この維持管理をするのに右側のどんな費用を使ってるかというのが右側の維持管理費に充てる費用というところです。左の維持管理費の中には、人件費、動力費、薬品費、修繕費、施設管理費等が含まれています。右の総括原価に充てる費用としましては下水道使用料とその他収入。それでも不足する部分について一般会計からの繰入金で費用に充てております。この繰入金は基準内と基準外に分けられまして、基準内この白い部分ですが基準内につきましては、資料の7にも書いておりますが、地方公営企業の繰入金として毎年一般会計の必要経費として計上されております。一般会計が国の繰り出し金の基本的な考え方に沿って公営企業会計の繰出しを行った場合は、その一部について地方交付税等において考慮されます。下水道事業においては、どんなものがあてはまるかと言いますと、雨水処理に要する経費、雨が降ってくるものは止められませんのでこういうものを処理している場合は、一般会計でみてくださいよというものです。それから分流式下水道等に要する経費、それから下水道債の特別措置分にかかる元利償還金に充てるものなどが該当し

ます。それらにあたらぬ部分の繰入金が基準外になりまして、赤字補てんの部分になります。経営上もこの赤字補てんが増大しないようにしないとけません。続きまして17ページの資料の8をご覧ください。これは平成24年度の下水道の経営状況を棒グラフであらわしたものです。左の総括原価となっているものは先ほどのグラフをそのままコピーしておりますので維持管理費と元利償還金をあわせたものです。総括原価に充てる費用の4パターンを表示しておりますので、左から2本目が先ほどのものと同じものです。真ん中が使用料を増額改定した場合、一番左端の総括原価がかわらなければ使用料部分が増えて、その分基準外の繰入金を減額することができます。その右は、基準外繰入金をゼロにしたものです。こうなるためにはかなりの使用料の増が必要になってきます。総括原価に係る費用すべてを使用料で賄えることが理想ではありますが、公共事業という性質もあり、また大きな投資をしていますので理想を実現するのは現状ではむずかしいところです。それでは、下水道事業の赤字補てん部分がどの程度あるかといいますと資料もどります。6、7ページの資料1をご覧ください。6ページ7ページの資料1になります。こちらは収支計画を掲載しております。前回1回目の時にお配りした資料では平成25年度までのものを提示させていただきましたが、今回は30年度までの計画を提示しております。その中で7ページの表の一番下にありますが、他会計繰入金のうち基準外繰入金が赤字補てん部分になります。平成23年度はコンポストの解散に係る費用が一時的に増えて多くなっておりますが、そのほかの各年度は1億3千万から1億6千万円を予定しております。基準内と基準外をあわせた繰入金の総額にしましても平成29年度までは増える予定となっております。この増える要因は、他会計繰入金の上の参考という※をしておりますが、元利償還金の増額分、元利償還金が平成29年度に向けて増えていきますのでその分繰入金も増えるという計画になっております。このように下水道事業は一般会計から多額の繰入金によって運営している状況があります。続きましてまた資料が飛びますが、資料、18ページ資料の9をご覧ください。これは赤磐市の行財政改革審議会から市の財政への健全化に向けて提言がなされている下水道の部分について取り組むべき事業として提示されている部分を抜粋しております。19ページをお開きください。中ほどに(3)受益者負担金の見直しというところがあると思います。その受益者負担金の見直しの中に下水道使用料等については、受益者の負担の原則と住民負担の公平性の観点から、類似団体等との均衡を考慮するとともに、社会情勢等を十分把握しながら料金改定の検討を常時適切に行い、適正化しますとあります。次の20ページの5番特別会計等の健全化による基準外繰出し金の削減等というところがあります。20ページをご覧ください。5番です。その(2)下水道事業特別会計のところですが特別会計については3項目ありまして、経営の健全化をはかるために維持管理費の削減、加入促進、使用料の改定を行うことにより3年間で5千万円の減額目標が立てられております。この表は累計になっておりまして各年度にそれぞれ減額するものではありません。3年後の最終に5千万円の減額ということになっております。そこで、市の下水道の経営状況を説明しますと、8ページに戻ります。資料の2番をご覧ください。赤磐市では、前回も少し説明させていただきましたが、平成17年の合併以降使用料の改定は平成25年度まで上から3段目のところの改定率のところ空欄になっていると思いますがここは改定はしておりません。それで平成26年度6月来年度の6月徴収分から消費税3%の改定を行ったところになります。また、消費税が27年度に上がる予定になっておりますので27年度であと2%の追加になるであろうという計画にしております。その中の下から3行目汚水処理原価の欄をご覧ください。汚水処理原価とは有収水量1㎡あたりの汚水処理経費のことになりまして、先ほど出てきました総括原価、維持管理費と元利償還金をあわせたものを有

収水量で割って算出します。有収水量とは使用料徴収の対象となった水量のことで、この汚水処理原価は赤磐市の場合平成 24 年度は 444 円となっております。今の言葉だけではわかりにくいのですが、その真ん中に柵をしておりますがそれが大体 1 m³高さがあと 10 cm 足りないんですけど、1 m³になります。それを処理するのに赤磐市は、維持管理費と元利償還金をあわせて 444 円かかりようります。で、その 444 円が高いのか安いのかいうのを全国で比較しますので、資料の 12 ページ資料 5 番をお開きください。12 ページの資料の 5 をお願いします。これは平成 16 年度になるんですけど国交省のほうで作成しております。統計の汚水処理原価と使用料単価の関係を自治体の人口規模別に表したものです。赤磐市は、棒グラフの右から 2 番目一般都市 5 万人未満に入りますのでそこと比較しますと、全国平均の汚水処理原価は 425.8 円となっております。赤磐市で資料に近い年度と比較しますと平成 18 年度は 512 円となっておりますので全国の平均よりは高い水準となっております。1 枚めくっていただいて 14 ページをご覧ください。これは総務省が作成した平成 17 年 1 月 21 日全国財政課長・市町村担当課長合同会議資料を載せておりますが、その中の中ほど 2 番使用料の適正化についての②現在の使用料単価は汚水処理原価を回収できない事業にあつては、水道の使用料単価が 176 円/m³であること及び個別処理浄化槽の使用料単価が 135 円/m³であること等にかんがみ、まずは使用料単価を 150 円/m³に引き上げること。特に資本費等汚水処理原価が著しく高く、経費回収率の低い事業にあつては早急な使用料の適正化が望まれるとあります。赤磐市の場合、現状消費税増税前は 1 か月 20 m³使いまして 2,740 円となっております。全体の平均使用料単価は税込で 142 円となっております。総務省から提示されている金額は税抜きのため赤磐市の平均使用料単価を税抜きにすると 135 円となり、提示されている金額と比較しますと 1 割減となっております。1 割ほど赤磐市のほうが安い単価となっております。長々と説明させていただきましたが、21 ページ最後のページを見てください。今まで説明しましたことをまとめますと、①下水道事業は、今後も一般会計から基準内繰入金と赤字補てんにあたる基準外繰入金にたよりながら運営していくこととなります。②市の財政の健全化に向けて行財政改革審議会において特別会計への基準外繰出し金の削減が求められています。③今後も適正な維持管理費を維持しつつも、元利償還金は平成 29 年度まで増加の一途となっております。4 番総務省の下水道使用料の適正化の通知によりますと平均 150 円/m³に引き上げることが求められています。市の現状は、税抜き 135 円/m³となっております。以上の 4 点について説明させていただきました。以上で説明を終わります。

議 長：はい、ありがとうございます。わりとわかりやすく説明していただけたのかなというふうに思います。資料の 7 でちょっと説明をしていただきたいんですけども、基準内繰入金のところでは 1, 2, 3、四角の 3 行目のところ一般会計が国の繰り出し金の基本的な考え方に沿って公営企業会計の繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮されます。これはどういう意味なんでしょうか。どういう風に考慮されているのでしょうか。

事務局：これを一般会計が出したから交付税を増やしますよという書き方はしていませんけれど、通知の中に地方交付税の積み上げの中にも含めることができるので、交付税の基礎数値の中に基準内の繰出しをこれだけしましたというのを必要経費としてみることもできますという風にして書いてあるんです。考慮しますということでこれだけみたら交付税を増やしますよという書き方はしていませんので、この辺はちょっとあれ何ですけど、国がこれの繰出しについては認めますという。

議 長：なんというんですか、その下水道事業等にだいたい一応の枠が決まっているんですけどここに書いてある内容で下水道処理なんかには支出を一般会計なんかの支出を振り向けたとしてもそれは

まあ正常範囲として文句はいいませんよということそういう話ですかね。

事務局：そう、そうです。

議長：ということは、逆に国から財源が新たにもらえるわけではないから市の中ではトータルで税収が決まっていると他に使えるものがなくなるというそれだけのことですね。

委員：交付税が増えるということじゃないんですか。

事務局：交付税をもらうための算出基礎を上げていく中に含めてもらうので基準内のものについては、その数値の中に入れてもらってそれが入れることによってどれだけ増えるかってことは教えてもらえなかったんですけど、あの多少。1億かかっているから1億くれるというものではない。

議長：若干増えるかもしれない

事務局：増えるかもしれない

議長：だから考慮してもらえるんだとってこの基準で繰入金をどんどん増やすわけにはいかないというわけですね。

事務局：市の方で出せるものもきまって当然範囲がありますので

議長：基準外繰入金っていうのは、市の財政の中ではどこから受けられているということになるんですか。

事務局：どこから出していただいているかは、聞いたことがないんですけど、これだけ足りないので予算とるときにこれだけありますよと。

議長：市の財政としてはある程度戦略的にのけているものの中からはいろいろなものに振り向けている中で下水道に対してもこの網目のかかった部分が振り向けられているという理解でいいのですかね。

事務局：はい。これを少しでも減らしていかなといけんという

議長：行財政改革によると、あと4、5年でしたか6億減らすというそういうことですね。それに対応してこの将来的にはこの基準外繰入金というのが減額されてくる可能性がありますということですね。ということでこの資料の7でみていただきますと実際下水道を運用していくうえでかかっている費用のうち使用料として回収できているのが、30%ぐらいですかね。あとの70%近くのものについては、市の中の財政的な支出によって支えられているということですね。で、それで現状においては、この1㎡あたりの使用料が赤磐市の場合計算すると130円ぐらい

事務局：税抜きで135円で、その真ん中の柵をしている四角ぐらいを処理するのに、それが1㎡なので135円、税込で142円いただいています。

議長：で、この資料の中を見ると基本的には、むしろ使用料だけではまかなえていないので他の一般会計の中から振り向けたということで実質的にみると使用料だけで使用料収入だけでは下水処理はできていませんよ。もう一つの論点は総務省で汚水処理原価は150円原価を下回る場合は若干150円ぐらいまでは上げてもいいですよという指摘はあるということを考えて現状の厳しい状況をお話しするとなったという理解でよろしいか。という状況を説明いただきましたけれども、現状ですのでまだどうするかというのは次の議題で議論いただければいいということですかね。

事務局：はい

議長：そういうことなので、現状のことについて説明聞いて何か質問等ございましたら。

委員：現状でおっしゃられた

議長：ごめんなさい録音はマイク持たなくても大丈夫ですか

事務局：はい、大丈夫です

委員：135円とおっしゃったんですがこれは岡山県内の27市町村の中では、たとえば上位にあるのか真ん中くらいなのか下位にあるのかわかりますかねえ。

事務局：第1回目の資料を持ってきていただけていると6の1になるんですけれど。

委員：資料6。グラフ？

事務局：第1回目の資料の6の1。で20t使用した場合の下水道使用料の比較ということで表しておりますが市だけの比較になっておりまして、赤磐市は全部の市の中で11番目になっています。

委員：可もなく不可もなくってというのが

事務局：そうですね。ただ、赤磐市の場合はちょっと水道が高めですので合算しますとちょっと高くなりますけど、下水道だけ比較しますと市の中では1番安いわけではないんですが、中ほどよりちょっと下ぐらいの位置になっております。

委員：ご近所の瀬戸内市さんが1番走ってくれてるんで逆に赤磐市は低いなあといういいイメージがあるんですけど。

事務局：瀬戸内備前は高いですけど。

委員：はい、ありがとうございます。

議長：はい、どうぞ

委員：これは企業とかそういった団体と一般家庭とは全然違うのですか

事務局：違います。30t以上。赤磐市の場合は8tまで1,050円、9tから30tまでが1m³あたり140円消費税の前は140円31t以上は150円というくくりでしかありませんので、岡山市の方はもっと刻みをふやして高いところもあります。

部長：前回の資料の6に各市町村別の体系が書かれています。赤磐市の場合は3段階にわけとんですけど、岡山市なんかもっと体系が多くして使用トン数によっては負担を増やさしていただいて単価的に高くなっているような状況のところもあります。各市町村でまちまちになっています。

委員：今一つよろしいか。今回の資料の2ページの(3)の一番下のところ特定の使用者に対しとありますね。特定の使用者に対して不当な差別的取り扱いをするものではないこと。勉強不足ですみません。この特定の使用者というのはわれわれにわかりやすく言ってもらえたらどういうところなんですか。

事務局：どんな人が特定かは、こちらも具体例は示せれないんですけれど。

委員：一般、企業は一緒という今のご説明だったですよ。それとは別個にあえて特定の使用者と書いてあるのは。

事務局：それでしたら軽井沢の方のこの辺にはありませんが、別荘に住まいの方は例えばあそこだったら別荘地の方は水道料が高いよとか、いうのがありますからそんなのが私思うには確かめたわけじゃありませんがすいません。この特定の使用者が何なあというご質問でしたら、たとえば別荘地を持っている方の赤磐市にはないと思いますが、全国的に言えばそのようなものが該当するんじゃないか

議長：赤磐市には特定の使用者というのはいないということ

事務局：ま、いない。

事務局：この別に料金設定はしておりませんので、例えば工場の方には料金が別枠の単価ですよとか。

委員：ま、みな均一一緒ですよ。あえてこれは全国的な意味合いから特定の使用者という文言を使用しているだけですか。

事務局：これは、下水道法の第2項にこういう4項目が載っているんです。ちょっとこちらにも不勉強で

申し訳ないんですけど次回には説明させていただきます。調べておきます。

議長：だから赤磐市で水道料金が1 m³あたり違うのは使用量によって分けていると。

事務局：そうです。使用料だけです。

議長：大量に使っている人にはちょっと単価が高くなっているというのが実態です。

委員：そういうことですね。はい、わかりました。ありがとうございました。

議長：はいどうぞ。

委員：12 ページの使用料改定の時期の中で当該地域の実情等勘案して適切な時期に改定することが妥当である。実情が今即しているわけですか。下水道の事業が今そういうな時期ですか。適しているとは思わんですけれども。この前の1回の審議会の折にも言うたんですけれども、あれでしよう進んだ地域と遅れとる地域ともものすごく離れておりますわねえ。今25年度の計画地域の中でも遅れとるところがありますね。年度ごとにこれが累積していくと最終年度の38年に完了するかどうか疑われとるわけですね。それがこれが適しとる時期と言えるわけですか。

部長：すみません。適正に計画どおり進んだかというのは一番最初の冒頭の資料6で説明をさせていただきました。確かに山陽赤坂地域を計画区域に入れて年度ごとの計画を立ててました。ですけど非常にこう補助金の額とか交付税の額が国からくるものが来なくなったということで非常に財政が圧迫された。だから計画どおりの事業費で工事を進めていくと財政自体がもちませんということで(下)水道事業につきましては大きなスローダウンになったというのが23年ごろからです。ですから市民にとってみたら来るいうとったのが現在も来てない。これについては、非常にご迷惑をおかけしてやっとなるような状況です。その計画についてはそういう説明をさせていただいたんですけど、〇〇委員の方から使用料の時期が適切かというのは今の使用料でいいのかということの判断をここでしなさいということで、今回の資料7で本来下水道のかかる経費については使用料で賄う独立採算性がこれが原則ですけど公共性とかいう部分で使用料だけではまかなえない部分を一般財源から繰入金ということで繰り入れさせていただいたりします。繰入金の中でも基準内繰入金これは国の方が認められとる部分ですから交付税算入なんかして補てんをしていただいとる。だけど基準外繰入金については、本来これは一般会計から繰り入れをするべきではないというような意味合いの繰入金であります。その部分だけをできるならば少なくしていくのが公平性を保つことでしょうか。ですから基準外の繰入金が増えるということは一番最後に書いてあります。今〇〇委員が言われたように適正な時期に改正をすべきですということの意味合いのものであろうと思いますので、今繰入金が増えてきとるということは正常な運営ができていないしたがって料金を改定してその補填をさせていただくというようなことでご理解をいただきたい。

委員：ちょっとよろしいですか、記憶がもう定かでないんですが合併をするときに住民負担は少なくサービスは厚く。合併を進めるためにはそういうことも言わざるをえなかったのかなあということも思いだすんですが。そういう中で今いきなりだしぬけに上げていこうことにいきなりいく前に、ちょっと整理とか考えてみたほうがいいなあということをして今1こ思い出したんで、合併浄化槽を維持管理するために個人負担が抜取の年に1回の抜き取りとかそれから処分をするのに海洋投棄とかやってたと思うんですが、そういうまあ合併浄化槽の後始末をするのに今までは個人負担でしてました。合併後においては、それを市の方でやりましようとかいうようなことで話が出たので記憶にあるんですが、そういうものは今どうなっているのか。この中に入って負担として公費でみているのかどうかいうのをちょっと確認なんですけど、今どうなっているんですか。

部長：合併浄化槽の経費についてあともう1回詳しく説明させてもらいますが、合併浄化槽の経費についてはこの公共下水道の経費の方予算のほうには入っておりません。合併浄化槽を処理する時には、それを個人で電気代がいります法定点検という費用がいりますそれから年に1回汚泥を抜き取る作業がこれが清掃手数料。それから抜き取ったものを処理場へ持って行って処理する処理費用については、一般会計の方で補てんをします。したがって下水道会計の方では予算化しておりません。

委員：それはそれでいいんですが、一般会計の方で歳出をしているそれも財政を圧迫することになるのでそういうのをたとえば下水が終わった地域において合併浄化槽に対して、まだそういうまあ処分費とかいうようなものをみているのだったら、やっぱりそれは公共下水の終わったところについては個人負担のところは公費でみないでもうやめますというようなことができるんならなるべくそういうものは削減をしてこの下水道につなぐことをやっぱり推進するために推進するためにはそういうものは遠慮願って、それで、みんな終わった地域については接続をしてもらうということによってやっぱり歳入を増やしていくというそういう論法も一つの面では考えてみる必要があるのかなとそういうものによって使用料をどんどん増やして行って下水道の財政を健全にしていくということそういうことをしながら一般会計の歳出部分が減るじゃあその減ったものを少しこちらにまわしてもらうというような、全体の中で一つの物事を考えるという考え方も私はあっていいのかなあという気がいたしましたのでちょっとお尋ねしました。

議長：大事な点だと思いますが、その辺どうですか。

部長：はい〇〇委員がおっしゃることごもっともだろうと思います。あのもう一回資料の16ページの資料の7をみていただきたいと思います。この中でまず行政が努力しないといけない部分というのは、維持管理費。これは経費を削減するために最大限の努力をしていかないといけないと思います。人件費も職員が減っているそういうのが一つと右側の使用料の接続加入者が増えればこの使用料が増えてきます。この使用料を増やすことが次に大事だ。それが今〇〇委員が言われたあの合併浄化槽の人を早く合併浄化槽をやめて公共下水につないでいただくことによってこれが、増えていくものです。これについてもうちの方は接続促進のことで最大限努力しております。ま、そこらあたりが今度はその処理費用を個人負担にしますということが加入促進に起因するかどうかというのはちょっと慎重にやっていきたいなあ。それをあげることによって促進が図れるかどうかというのは非常に疑問なところもありますので今後検討させていただきたい。

委員：政策的なものでもあるのでいきなりだしぬけないとはいいいませんが、そういうふうなことをしながら全体の中でやっぱりこの上にある基準外の繰入金が決まってるんですとこれを何とかということだけでなく使用料を増やすことだってやっぱり一つの政策としては考えながら全体の中でうまくねん出していくというのがいいのではないかというのと、もう一つはやっぱり基本的には独立採算とよく言われますがそれはもう今の状況を見ても程遠い話なんで独立採算というのはちょっと無理なんですからそういういろんなことを全体とか考えながら少しずつでもねん出をしていって、いい会計状況に整備していくというそんなことを今からちょっと思い出した。

議長：そのあたりは議題の4,5のあたりで説明していただけたと思います。

委員：まあ今、合併浄化槽の件が出たんですけれども前に先にいって課題があるんでそこでちょっとつめさせてもらいます。

議長：それではほかにはよろしいでしょうか。それではよければ、次の議題の4,5について説明をお願いしたいと思います。

事務局：4 ページをご覧ください。下水道使用料の適正化についてですが、先ほどの説明した部分とも重なる部分もありますが、下水道は、日常生活に不可欠な施設で、周辺環境の整備、トイレの水洗化のみならず河川等の公共用水域の水質を保全するためにも重要な施設であるため整備が広く市民から求められております。下水道の経営は独立採算制を原則としておりますが、赤磐市では、平成 17 年 3 月の合併時に使用料の統一を行い 8 年が経過した現在、平成 24 年度における汚水処理費の下水道使用料による経費回収率は約 32%程度状況になっています。この住民生活に不可欠なサービスを安定的に供給し続けるためには、他会計からの繰入金に過度に依存せず、中長期的に自立・安定した経営基盤を築く必要があること、昨今の厳しい財政状況の中、可能な限り使用料収入により汚水処理原価を回収する必要があること、使用料収入ではなく、租税収入を財源とする一般会計からの繰り入れにより汚水処理原価を回収することは、下水処理施設が普及していることによりその便宜を享受できる住民とそうでない住民との間に不公平を生じます。快適な生活環境と公共用水域の水質保全が継続維持できるよう、経営努力と水洗化率の向上を図るとともに、使用者に適正な使用料負担を求めて、経営の健全化、安定化を図っていく必要があると考えています。次に 5 ページをご覧ください。使用料改定に際しての検討事項についてですが、9 ページ資料の 3 をご覧ください。この表は、赤磐市の平成 24 年度月平均の使用量を表しております。折れ線グラフのほうが件数で棒グラフが水量になります。横軸が有収水量を 60 m³までは、1 m³刻みで表し 60 m³を超えたと件数が少なくなりますのでまとめております。赤磐市では月に 16 m³使っている件数が一番多く、量としましては 22 m³使っている家庭が多くなっています。使用料体系を考えるうえで、現在は 8 m³までと、30 m³までと、31 m³以上の 3 つの区分けを赤磐市は採用しております。それを利用者の多い 20 m³前後に区分けを入れる、または 100 m³以上に区分けを入れるなど区分けを増やす方法も考えられます。1 ページめくっていただいて 10 ページ資料の 4 をご覧ください。体系案をいくつか示しております。A 案は、基本使用料 1000 円はかえり区分けを 20 m³で入れる、30 m³で入れる、100 m³で入れる、500 m³で入れて単価も変更したものにしております。B 案は、基本使用料を 50 円～100 円値上げし、A 案と同様に区分けと単価の変更の行ったものです。C 案は基本料金を 8 m³から 6 m³に下げる、8 m³から 10 m³にあげて単価を変えるなど体系はいくつか考えられます。この資料の 4 は体系の変更にもいろいろなパターンがあるという例を示しております、市の改定案をこの中から選ぶというわけではありません。次回の会で改定案を示したいと思っております。5 ページにもどってください。水洗化普及に対する問題点としましては、現在先ほどお話にも出ましたが、合併浄化槽の維持管理費の比較しております。合併浄化槽の維持管理費は年に 1 回の汚泥の抜き取り清掃代、毎月の電気代や定期点検代等を含んだもので、この維持管理費と比較しますと 5 人槽の場合、年間 65,000 円程度の維持管理費がかかります。月額になおしますと 5,400 円となり、水量に関係なくほぼ定額であるためたくさん使用すれば単価が下がるため下水道より割安な場合もあります。以上で説明を終わります。

議長：下水道使用料の適正化についてということで適正化というよりも適正化を目的にしてどうするかということではなくて、使用料金の区分けの体系をかえると収入がどうかわるかという説明でしたね。

事務局：はい。そうです。

議長：それで使用料改定に際しての検討事項というのは、具体的に何を提案されましたかね。検討する事項として。

事務局：説明の中ではこのどの程度改定したらいいかとか上げる下げるといような話はこれは説明はしていません。②と③番なんです。今さしてもらったのは。でこの辺はご意見をいただきたいところなんですけれど、ま、今回は消費税の増税もありますので、市としては10%くらい上げたいところなんですけれど、それは消費税を含む含まないで全然かわってきますので。

議長：今10%と言われたのは、今度5%から8%に上がるからプラス3%とという

事務局：5%から8%にあがると3%だけ上がるので。

議長：それは自動的に決まってくるね。

事務局：自動的に3%は上がるのでそれに来年27年にはもう2%で5%は消費税だけで5%上がるというベースがあるので、それプラス10%になると全体で15%も上がってしまうのでそうなるとかなりの負担になりますし、この辺りは行財政の方からでいけば1割アップくらいにしないと足りないんですけどそれは税を含んで10%くらい。

議長：だから下水道使用料の適正化についてということで議題として出ているんだとするとどういう状況が適正なのかという話になってくると思うんですが、議題の1から3の話で聞きますと資料の7、16ページのこれでもみていくと一応使用料収入が32%なんですかね。総務省の言うところの地方交付税の中で下水道等の処理等の対応として使っているお金の部分が基準内繰入金ということで総務省の言うところの基準であればこの範囲内に収まっていると。問題なのはその基準外繰入金というところでこの部分が赤磐市の行財政改革等の中で今後5、6年の中で6億円、トータルですよ下水道だけじゃなくって削減をしていかななくてはいけないところの金額でみたときにこの網目状になっている部分についてはそのなんていうんでしょうか赤磐市全体としての行政改革の削減部分に対応していますということなので少なくともこれに対応するだけの収入部分使用料収入部分を上げるような形、あるいはコストダウンするといってもなかなか難しいと思いますが、ということがそのようなその基準外繰入金に対応する部分の増収を図っていくということが下水道使用料の適正化と考えていんですかね。論理的に考えるとそういう話になるんですけど。もしそういう形で少なくとも使用料のアップを考えていかななくてはならないけど、さっき言われたように消費税も3%上がり2%上がりで、ついでに5%上がってしまうということになる。何もしなくても消費税対応だけで5%上がるってことですよね。そのままだったら現在のなんていうんですか下水道の財政の財政状況は何ら改善しないということですよ。だから改善するためにはさらにプラスアルファのなんらかの形での使用料のアップということを考えていかざるをえない、ということですよ。でそういうことの中で下水道使用料の適正化あるいは使用料改定に際しての検討事項ということの説明していただいたんだと思うんですが、なんとなく伝わってきにくいかなあという感じがするんですが、もう少し具体的に言っていただくと皆さんもご意見にいただきやすいかなあと思うんですが。

委員：今言われた10%というのは5%引いてネットで純増として5%市としては上げたいということ

事務局：はい。最低でも

委員：そういうことですね

議長：適正かどうか適正な数字に行くかどうかわからんけど基準外の繰入金のいくらかでも圧縮を図るために5%くらいは上げたい。

事務局：最低でも上げたい

議長：最低でも上げたいということなんです

事務局：行財政の財政課の方では10%税抜き10%を目標にといわれるんですけれど。

議長：そのへんがなにが適正かというのはなかなか難しい話ですよ。

事務局：国の指針に出とります1 m³ 150円というのに比べると赤磐市は1割減の135円なので、10%上げると国が求めているのも150円くらいの負担は皆さんに求めましょうというところには追いつくのは追いつくんですが時期が消費税とかぶってしまったので本体も10%上げて消費税も5%上げてとなると便乗値上げといわれればそうなるかもしれないんですけれど。

議長：国の150円というのは消費税含まずでの話でしょ。

事務局：含むと150円に消費税をかけるのでもっと高くなります。

議長：だから逆に言うと使用料収入を上げるのは先ほど〇〇委員の方から言われてた下水道はとおっているけどつないでない人がちゃんとつなぐというのが一つでありますよね。それから使用料金を上げるといことなんだけどその上げ方もいろいろありますよね。区分けがありましたよね。8 m³まではちょっと安めだけど8 m³を超えて30 m³になるともう少し立方あたりの下水道処理料金が上がって、さらに30 m³より上がればもう少し高い料金になりますというところを8 m³までは現状のままで、今度は20 m³までは少し料金を上げて20 m³から30 m³になるとさらに上げると細かく各料金を切っていくって大量に使う人ほど料金を高くする形で収入を増やすということも考えられるでしょうけどそれが市民生活、赤磐市の中にある企業だとか病院だとか福祉施設だとかいろんなところを含めたときにどういうものが適切なのかという話になってくるんだけど、それは結論をえるのはなかなかむずかしい状況にあるということなんだけども逆に言えば基準外繰入金という形で一般会計のほうからお金を投入しているというのはもう一つ見方をかえればそのお金はもっと市民のために下水道以外に使えた可能性もある。それをやらずにこっちに投入していることも考えられるわけでそういうバランスの中でどの水準が妥当かという話を決めなきゃいけないんですけど、極めて難しい話なんですけど。

委員：あのちょっと字句に引っかかるんじゃないんですけれど5ページのねえ(5)番使用料改定に際しての検討事項ということで①の値上げ値下げにかかわらず改定率どの程度かという問い方は私は適切な問い方ではないと思う。値下げを仮に審議会で出した場合、市の方はどう対応するのかこねえなねえ値上げについての改定率がどのくらいかというのは問うても値下げ言うのはここで問うべき問題かなあとえろ字句に引っかかりとうないんですけどねえ。

議長：議事途中で考えたら値下げは

委員：この審議会は値下げ値上げしてくれーよーんでしょ。それのに値下げを出すいうたりしてそんなばかなこたあないんですよ。引っかかったんでちょっとというときます。最後のねえ使用料の改定によって水洗化普及に支障がでてくると考えるといいきつとるわけですね。当然これはねえでてくるとおもうんですよ。先だってあの計画外の地域へ出て行ってなんの工事をしょおんでえとそこのおうちの人に聞いたらすねえいつ下水道が来るんかわからんから浄化槽を埋設しょおんじゃという風な回答ですよ。ほんなあ浄化槽を設置して下水道が通ったとしてもほんなあ切り替えると思いますか。わたしゃそうじゃないと思うんですけど。そんなことを思っとなのこここに出して、普及率を高めていく対策いう対策は一つも出てないんです。20%ですか32%ですかここへ出ているのは。

事務局：この32%というのは、処理にかかるとお金の32%分しか使用料がもらえていないという意味で。

委員：あーあーそういう意味で。だからねえ。この基準外から繰り入れんようにするにはやはり普及

率を高めなんだからいけないと思うんです。今あの〇〇委員も言われたように、ここら辺を本当に真剣に考えなんだから、これやったからいうてほんなら金ばあがかかるとかねえもせんでいわれたら困るでしょう。やはり本管へどねえかしてつないでもらうということによって収入をあげていかなんたら。私は基本的なあれじゃないと思うんです。暫定的なあれになってしまうと思うんです。

議長：大変重要な点だと思うんですね。当初の赤磐市合併によって新しい市になった段階で下水道の普及の配管の計画をつくっとられますよね。けどま、実際はそれほど進んでいないという状況ですが、全国どこの合併した市においても同じだと思うんですね。金がないってこと。もともと何のために市町村合併やったかというのは、小さい市町村がいても行財政的にも成り立たないから合併をさせて少しでも効率化しようという苦肉の策ですよね。国の交付金も金がなくなってきている。そういう中で合併して市が出来ていったわけですからそうすると当初大規模に下水を広めると言っても合併してから10年20年たってくれば特に山間部は人口が急激に減少しておりますからそこまで引くということが経済的に成り立つかということそれは極めて困難な状況だと思うんですね。これは赤磐市だけじゃなく他の市町村みんな同じだと思うんです。だからそういう意味で何ていうんですかねえ下水道料金の改定を考えるのであれば一応現状の普及の状況を前提にした中である程度財政的に健全化するという基準で下水道料金の改定をまず考えるということともう一つは政治の決断になるんだと思うんですが、どこまで下水道を普及させそうでないところは不便を感じさせないようどういう対策をするのかということ早く決断しないと〇〇委員がいうように当初の普及計画の図面がありますそれいくんですいくんですっていつてもとてもじゃないけど何十年たってもできないもしやろうとしたら赤磐市の財政破たんしますよね。だから、その2段階構えで考えていかなければいけないという風に思いますが、当面は下水道料金の赤字の部分の中でも先ほどいいました行財政改革の中での財源削減というものに対応できるような下水道財政というんですか財務状況にしていかなければいけないというのが近々の課題だろうという風に思うんですね。そこをにらんだ中で下水道料金を当面どこまでするのかというところをご検討いただかないといけないんだろうなあと思います。

委員：いいですか。多分あんまり言われんけどこの審議会をつくって料金のことを検討するということはいくらか負担を持っていただくところが根底にあるんだと思うんで、ただ、審議委員であるわれわれは、ぶっきらぼうになんぼ上げようという話にはならんと思う。やっぱり住民の皆さんに納得していただくこうこうだから料金を上げるけど勘弁してねというものがあると思うんです。そのためにはやっぱりいきなり数字だけを表してそれをみんなで認めるといううんじゃなしに積み上げ方式でこんなことも考えたあんなことも考えたこういう中でこのことをお願いしようというものを見出していけないと意味がない。

議長：そうですね

委員：そういう中で今〇〇委員が言われたやっぱり私も当時は、たとえば平成30年までは赤坂地域まで計画に入れて山陽と赤坂は同時に完了するように考えたいというそういう思いがあったような気がするんです。さっきから合併浄化槽のことをこだわりますが、やっぱり計画を明らかに立って、それを市民に理解してもらってその中に合併浄化槽が申請があってもこれは計画区域にあるんでちょっと我慢してねと。いろんなことを考える中で公共下水より合併浄化槽のほうが費用対効果がいいと、家が分散しているようなところについては、公共下水は非常に単価が高くなって困るというそういう地域を重点的に合併浄化槽を申請があったらどうぞやってくださいとい

うことで許可をしていきながら下水道の計画区域にあるところはもう申請があっても、近いうちに公共下水道の工事が着工される区域なんでそれはちょっと勘弁してくださいと。そういうものを行政も言っていると思う。言いにくいんならこの審議会としてそういう風なところをご遠慮願おうと。そうやってでもいづらかでも住民負担を少なくしながらでもいづらかの値上げはお願いしたいと。そういう道筋とおった方向でのこの結論を見出していくべきじゃないかなあという気がいたします。

議長：おっしゃる通りだと思います。そうでなければ値上げ云々といってもみなさん納得できないと思いますね。だからその辺をきちっとやっていただく必要があるし、その議会といううんですかね、やっぱりその住民代表の意見を、行政というか市として方向性を決めていくのはやっぱり最高意思決定機関議会ですのでそういうところあたりでももんでいただく議論していただく必要があると思うんですね。

委員：よろしいですか。行政改革審議会の中のあれは上下水道課が出しとった合併浄化槽の補助の見直しというのがありましたよね。行政審議会の資料の中にその補助の見直し言ううんはどういう風に見直すと考えているのか。

部長：アクションプランの中の浄化槽の見直し部分については、吉井地域と吉井地域以外の補助率が違います。それは合併以前から過疎債が借りれた地域だって過疎債が上乘せされた部分だけは従来の地域よりも差をつけたとった、しかし個人個人の補助金については公正にしましょうと。だから吉井地域だから山陽地域だからいうて補助金額をかえる、ちがうなあおかしいだから吉井地域がたかいんです。それを一律に下げましょうと。

委員：ああ、その見直しですか

部長：そうすることによって効果が何十万4年間で。そういう経費を計上している。

委員：ここの資料の20ページですか。上下水道課の加入促進による経営健全化というのがありますがこれは何か促進する計画があるんですねえ。それなんか出してもらえるのかな。資料。

部長：まずこの項目は3項目あって計上に係る分の経費を削減しましょう。施設をたくさんあるんでそれを守りしとるからかかるとんで少しずつ減していきましようという部分と〇〇委員が言われたように接続の促進を図ることによって使用料が増えるんで今まで合併浄化槽に補助金を出しとった分が減ってくるその分の経費、それから一番最後の料金改定というのは財政的に非常に厳しいので料金改定することによって4千万円くらい収入が増えるということで効果あわせて5千万円ということになっております。

議長：それで皆さんに一通りご意見をお伺いしたいと思っているんですけど、あの次の会が、今後の計画としてはどの程度までどういう形でこの事務局の方は提案をしてその程度目標にされてますかね。どの程度までこの会議の意見を出せばということと極めて重要な内容なのでこの委員会で決まったからすうっと通っていくっていうのもそういうことはないと思いますが、議会に諮るとかなんか、今後ですねこの委員会として出た結論の部分というのは、どういう形で行政の中で動いていくんですか。

事務局：次回の委員会の時には審議会の時にどのくらいの増額改定を事務局としては考えているんですけど、このくらいの金額の増額改定をしたいというのを提示させていただいてそれを見ていただいて区分けをかえたほうがいいのかそういうご意見をいただくなりして答申案に盛り込んでいきたい。答申は、その次回で案が決まればいいんですけど決まらなければもう1回、後1回か2回審議会を開いてその後市長への答申という形にしたいんです。答申をもらった後、改定案を、

使用料の改定になりますと当然議会にかけないといけませんので、議会の方で審議していただいてそれがそのまま増額がうちが提案したのが満額通るのか、もうちょっと減らせという形になるのかそれは分からないんですけど、議会の方に上程していく予定にはなっております。

議長：そうしますと先ほど資料も今回ついていたと思いますが行財政改革の方から出されている案に対応していくというものを一応この下水道の関係などに対してはそれに対応できるような財政的な改善を図る案を一応答申するというのがうちの方向性ということになつとるわけですね。だから、結局最終的には値上げという話になっちゃうんですが、だからそれをまあ。

委員：わたしや2回にわたっていろいろ事業計画のあれを聞いたんですけど、なんかまだスカッとせんわけですよ。わたし今後審議会に参加して話を進めていくのにやはりさっき申しました工事の遅れをどう取り戻すか、せいから普及率をどうあげていくかというのが出てくればおのずと理解しやすいですけど、どうもそこがスカッとせんのですよね。まあできることならそこら辺をもう少し煮詰めた資料を出してもらえれば私も落ちるんじゃないかなあ。どうもそこが2点がひっかかつとる。

議長：1回目の時にはあまり詳しいものは出てませんよね。事業計画とか。

事務局：事業計画等は、はい出してないです。

議長：ただいま、市の日程等お答えさせていただいて

部長：まず〇〇委員が言われた下水道の工事の推進をスピードアップしろっていう部分だろうと思うんですけど、先ほどもちょっと説明させていただいたんですけど財政が本当に非常に厳しいような状況で、今財政が中長期財政見通しというのをしとります。もうこれによると33年には非常に借金が増えてどうしようもない。今のペースで行くとどうしようもないだから事業をスローダウンしてくださいというのが13億から15億下水道で事業費を使っていたのが、4億なり5億、もうそういうペースに落ちてきとるので、これを中長期見通しをSPドラムとして早く普及というのは非常に難しい部分だろうかと思います。ま、社会情勢がかわったり社会経済がかわってそういう好転に向いた時にはそういったことが考えられるかな。したがって今スピードアップという部分は非常に難しいのかというように、本当に心待ちにしとられる市民の方たくさんおられると思うんですけど、そういうペースで非常に難しいかなと思ってます。それから、もう一つの接続の普及については、上下水道課の方で事業系の浄化槽を持っておられる方これについてもお願いしております。個人的にもしております。ただ、個人につきましては生活スタイルがあって高齢者で子供も帰ってこないところに接続をお願いする、非常に難しい部分もありまして思うようには進んでいないのが現状です。これから進めるにあたっては先ほど議長が言われたような効果のえられるような部分の見直しも今後は必要になってくるのかなあと思っております。

委員：今必要なのは実際に運用しとるところ38年ものすごく差があるわけでここを、ここを何とかしてPRでもしてこんな状態だからこちらこうなりますいうふうなものを出さなんだら、もうだれか浄化槽設置するところは説明しよおるけれどその他ほつちらかしでしょう。私は、私の地域は最後の地域ですねえ。計画の中にも入ってねえ地域ですよ。そこで今何が問題になつとるかという片一方は運用しよおるのにわしらのところはどうかというふうなことがあるんで、財政的に困つとんなら財政的にこうなんでどうしてもこうなりますからいうことをですねやはり知らせなんだら今のままじゃつたらね、ほんま上下水いうたら何ならいう風な形になっていくと思うんですよ。協力なんかせんでとこうなっていくんで、今一番必要なのは計画の中に入れてまだ計画の中に入れて進んでないところはまだしも、中にも入っていない山陽地域でいうと6から7地区そ

れから赤坂地域、こりやまったくね計画外の中ですよ。そこをどうアピールして財政が苦しいからこうなんでいることをやはり皆さんのほうから知らせなったらダメじゃ思うんですよ。

議長：今後残っているところとかも含めて、それからすでに通っているところの新規加入とかもどういう形で改善をしていくのかっていうことも整理して次回までいただくということでどんだけ下水道課として努力をし、今努力はこういう方向とするんだということも出していただくという必要はあると思うんでちょっと次回までに準備いただくということにして、少し時間も経ちましたので出席されている委員の他の委員の皆さんからも一言ずつご意見をお聞きしたいと思いません。〇〇委員もし何かありましたら

委員：私も不勉強でこんな会に出させていただいてちょっとお勉強させていただいてるんですけど、やはり無理な話今聞いてますと無理な話でしょうけど水洗化の普及というのは大事だと思うんですけど、今の状態ではよく市の方の方針がわからないのでそのあたりを少し考えていただきたいこと、これはあのお尋ねなんですけども仁堀になんか水源地じゃないんですけど仁堀地区が使ってたお水です水道にくる昔は町水いうてたんですかね。あそこは今使っていないんですかね。

事務局：今は使っておりません。

委員：ああ使っていないんですね

事務局：今はすべて企業団からの受水で、自己水が農薬の関係が昨年出たもので。

委員：田んぼの中にあるから駄目なんですね。

事務局：取水の中に出たもので今はもうすべて受水でいっとります。使っておりません井戸は。

委員：いつごろからそうなったんですか

事務局：24年にそういった井戸の中から水質検査した時に出たということで調査したらそうなんがあるということでいったんそれが出るとですねなかなか使用できないということで企業団からの受水に切り替えとりますので井戸は使っていないです。

委員：私の住んどる地域でわからなかったです。私ほんとに無知なもので。ありがとうございます。

委員：負担の公平性ということからすると一般会計から赤字を補てんするというのは、これから先も下水が設置されない住民の方の下水に接続している方のためにいうならば出すということになりますからやはりできるだけそういうものは繰入しないでできるだけ受益者負担で使用者が負担するのが筋だと思う。ただあの民生委員をやらしてもらってる関係からいわせてもらうとこれからはもっともっと独居とかあるいは高齢者だけの世帯が増えると思うんです。(国民保健)国民年金くらいしかもらっていないようなところが上げるにしても平等にあげるんじゃないで、そういったところは基本料金を下げるとかいろいろ組み合わせがあると思うんで、できるだけ負担が過大にならないようなそういう料金の仕組みができたらいいのかなあという風に思います。以上です。

議長：そのあたりはどうなのでしょう。当然生活が厳しいところの人はいろんな料金的なところもあると思いますが。

部長：先ほど説明した中で、一人暮らしとかそういった人に配慮するためには今基本料 8t で決めとりますけれどそれを 6t とか下げることによってもう少し節水しようかというようなそういうことにつながりにもなってると思います。そういうことについては次回また提案させていただこうかと思っております。

議長：では、次に。

委員：いろいろと聞きますと財政的にね苦しいんでいうのはよくわかりまして、まあ水道下水道代も

改定もして上げにやあいけんかなあというのはわかります。ただこの今A案B案C案とまあいろいろな案を出していただいて、私の事業所でこれに当てはめてどれくらい上がるかなとちょっとくだらない計算をしてみますとA案のAの1で8から20、100、500というふうに分けてみるとね約5万円くらいアップするかなあ。それ掛ける12か月で年間60万円いうたらなかなか苦しいなあというところもあります。それからまあ一般家庭さんにおけると今だいたい20、22、23ぐらいから多いことをでみると一般家庭の人はそんなに上がっても100円か何百円単位くらいがあがるかなあというような、まザーッとですけどね。できればこれも水というのはライフラインなんで上がらないのが一番いいかなとは私は思っています。それから今先ほど独居の人のどうかというが出ましたけど、これからは地域包括ケアシステムと言って市の行政あるいは民生委員さんとかボランティアさんとかその他もろもろが助け合いながらしていきますよというような方向性に向かってきているので、その人たちについてはこれからの行政との検討等によっていくらかのなんらかの形は見えてくるのかなという風に思っております。でま、そういうふうでもお金のかかることなんでその人たちにもいくらかの費用の負担はしていただかなきゃいけんかなと思いで今はおります。

議長：では次の方

委員：先ほどお聞きしています財政状況は確かに苦しいというのはよくわかりました。まあこの審議会がですね開催されるということは、当然アップを前提にして審議されるということでしょうけども先ほど〇〇委員、〇〇委員が言われましたようにやはり行政の方もやはりそれなりに努力していく、で使用料を向上を務めていかなければいけないかということは感じました。それからその使用料をアップするために努力するということですけど、行政だけでなく議会だとか、それから各種団体もなかなか今話を聞いていくとコンセンサスはえられていないような状況ではあったんですけど。そこをやっぱり努力しながら各地区ですら普及率のアップにつけるということが必要ではないかという風に考えました。以上です。

議長：ありがとうございます。あとは〇〇委員。

委員：前回の第1回の時にもお尋ねしたんですけれども、計画を達成後の、ま全然達成していないんですけれども達成した時には効率の悪いところがたくさん加入しとると、ま加入してもらわないとしょうがないわけだけど、設計割の世帯はどんどん減っていくわけですね。田舎へ田舎へ行くんだからその時も含めたシュミレーションとしては達成時も今も言う料金で賄えるのかその辺の見通しがあって今その時にはこれくらい料金になるけどりあえずはこの料金でいこうというようなイメージなのかよくそのへんがつかめないんですけれども。そのへんはどうなのかともうちょっと。それから行政だから負担の公平さを何回もお聞きするんですけれども負担の公平は基準外で今一般会計からまかなっていただいとんですけれども、その下水道じゃない施設で赤磐市全体の公平性は保たれとるのかどうか、下水道があるところには基準外でいっぱいつけてもらって、下水道がないところは一切赤磐市は面倒見てないのかそのへんのその赤磐市に住む住民として公平な負担と公平な受益をしているのかちょっとまあよくわからないんでわかるように教えてほしい。3つめは。

議長：その下水道に関してですか

委員：はい下水処理に関してです。汚水処理というのか汲みとりもあれば抜取もあればまあ3種類から4種類の処理方法を各家庭なさつとるわけですけども、そういうものが下水道の有無しよってずいぶんと差があるというようなことはないんだらうと思っただけどどうなんかなあ。3

点目は法人も一般家庭も一緒とそういう風なことでしたけれども、法人の場合に従業員 100 人くらいいらっしゃるって基本的に水道はほとんど使わないと従業員の飲み水程度だとかそういう風な状況をどういう風に算出しとられるんかわかりませんし、工業用水として常時日量で 10t、20t 使っられる工場もあるんだけど従業員割がそれでうまくいくのかどうかよくわからないんだけど、そういう風な意味での法人に対する公平性の算定はどういう風に考えておられるのかお聞かせ願いたい。以上 3 点。

部長：まず会長も前から言われとるようにまずその今の下水道計画でいいかということが第 1 であろうと思うんですけど。それを見直さか見直さないかそれがあって初めて将来の料金設定はこれでいいのかというのが大事なことだろうと思いますのでこれについては今市長の方からも指示をいただいで検討にはいっております。そういったことで計画をどうなるのかそういうのは今現在検討しとります。それから公共下水の公平性合併とか汲み取りとかそういったことについて特に今言うたように本当に公正かというのはやっぱり公共下水が一般財源から繰り入れることによってその公共下水の人は恩恵を受けるだけど一般会計というのは税金ですからその汲み取りの人も税金払うとる。その人が払った税金が公共下水の人にいとるとというのは非常に不公平があると思うのです。だから、今回一般会計からの繰り入れを少しでも下げようようにすることが公平を保てるもんだらうと思いますので、やっぱり公共下水を使用しとる方から使用料を適正な使用料をいただく、ま、そういったことで料金見直しというのは必要なと。

事務局：法人というか、赤磐市の水道の方は全部メーターで管理してますので人数割りとかいうのはしてないんです。井戸水を使われてる方は一人頭 6t という設定にさしてもらってます。水道メーターがついていない一般家庭の方で井戸水だけで生活されてる方は世帯の人数かける 6t で算定しております。

委員：追加じゃありません。第 2 番目に負担の公平性をお願いしたんですけども、基準内も所詮税金だと思っんですは、別に市の賄いの税金なのか国の交付金の賄いの税金なのかは別として税金ですわな。基準内も。基準内も税金じゃないというわけじゃないでしょ。全く税金ですわな。基準外ももちろん税金ですわな。先ほどの答弁でいくと。そういう中でみると現在田舎でたとえば合併浄化槽は年に 1 回抜取に来てもらって 5,6 万円いりますわな。じゃ補助金かえしてくれて実質的に 1 万円いくらで済みますわな。自己負担金。

事務局：田舎の浄化槽の抜き取りは、私ちょうど田舎の浄化槽なんですけど、10 人槽なんですけど、3 万 6 千円いるんです。以前は 3 万 6 千円を業者に払っったんです。それプラス和気北部衛生の方にですね同じ 3 万 6 千円を払っったんです。それを領収書をつけて市の方に出したら、その市から 3 万 6 千円の補助をいただいとって、結局は業者へ払う 3 万 6 千円でよっったんです。それ今では個人が、和気北部衛生に払わずにそれを市が一括で払っとるので、個人は今の抜き取りは 3 万 6 千円ですか。だから 5 人槽でいえば 2 万 8 千円とか 3 万円それが個人の負担になっると。

委員：ざっと大まかにみると下水道料金とほぼ同じぐらいじゃな。3 千円を 12 か月で 3 万 6 千円今この言う個人の 3 万 6 千円ぐらいの負担を

事務局：それプラス点検が入りますので、資料で 6 万 4 千円になっったと思っんですけど、合併の方が
委員：下水道につなげていない人の方がやや高いと自己負担が

事務局：はい。

委員：そういうことじゃな。その他にもキョクトウが汲み取り来るおうちがありますわな。昔ながら

のトイレを使っておられる合併にしていなくて。そういうところは何もしてないんですか。

事務局：個人の汲み取りのお金を個人さんが払われとると。

委員：公金賄はない市の財政負担はない状況で各個人はやっとられるということじゃな。

事務局：そうです。

委員：そういうことは公平性をそれだけ言われる役所としては何も心配ないの

事務局：業者の方に払うのは個人の方

委員：いくらか補助してるんじゃないの

部長：本来汲み取り方式のトイレについては、汲み取りについては汲み取り手数料いうもんがかかります。それを和気し尿組合の方に持って行ってその施設で処理をします。その処理の経費については市が負担金という形で出しとりますから。汲み取りのあれについては環境衛生課の方になりますので

委員：それはどこへお尋ねいただいてもいいんだけど要は赤磐市に住んどる人は、し尿に関しては、公平な負担になつとるのかどうか。下水道しとる人だけが足りんじゃない基準外がいるじゃいらんじやわかりますけれども、下水道をずっと引いてくれないわけですよ計画外地域は、そういう人たちは全く不公平というのは困っちゃうんじゃないかなと。それから法人のことをお尋ねしたのは、法人でちゃんとした上水道を引いてあつて従業員が100人いてだけど水道は番茶を飲むくらいしか使わないわけですよ。台所もしないし、それなのに正比例して従業員100人のし尿は処理したげるんですね。

事務局：水道のメーターを通った水

委員：メーターの料金で。えらい不公平じゃないん。

事務局：それだけ水は使われてないですから。

委員：トイレは使うじゃない。

議長：トイレも水洗だったら当然水を使いますよ。

事務局：水洗のトイレならその水がトイレにきますので。

委員：水洗のトイレと正比例するの。たとえば一般家庭だとお風呂とかもろもろ使うから20 m³ 30 m³ いるんだけど、工場でお風呂も使わないし、水洗と料金は正比例するの。

議長：下水道の料金って我々は風呂であり茶碗を洗うのとかも全部チャージされとるでしょ。おっしゃるのは工場だったら水洗トイレだったらほんとのトイレ用分だけの水で生活は使っていないからといわれるんだけど、使ってる水の量で計算するというそういうことですね。

事務局：工場であっても水道のメーターのメーター使用量で下水道料金をかけていますので、今おっしゃられるように従業員100人の方がおしっこじゃ大便せられてもそれは水を使わなんだらそのまま下水へ流れれば水を使ってなかったら。

委員：そりゃあ使うでしょうけど。使うでしょうけどもそれだけのメーターで計ったものが、今のいう料金体系の中で正比例してるのかと。普通一般家庭はお風呂も使えば台所も食事をしたり使つて洗い物もして使うのと少し使うのがアンバランスじゃないかと思えるんだけどアンバランスじゃと思わないんですかと尋ねようるんですよ。むしろ工業用の水道水をどんどん使ようる、毎日10 m³使ようる。

議長：それはあのたとえば洗い物した水だとか洗濯した水だとか風呂の水だとかそれも一応処理して排水するという事なんで処理した量に対してチャージする。それはそれでいいんじゃないですか。

委員：料金体系を少し見直せば収入が増えるんじゃないかと思うわけですよ。私は。その法人をもっと緻密な計算をすればそれなりの一般の方に5%求めるんなら、5%求めながらも考えればもうちょっとあるんじゃないかと。終わり。

議長：ちょっと十分意思疎通ができていない部分があるかと思いますが、一応ですね。先生何かありますか。

委員：ないんですけど。皆さんの話を聞いてるとやはり将来、赤磐市が下水の処理を計画の見直しとかで将来、おそらく公共やればやるほどおそらくコストがかかってきてそれが料金にはねかえってきて結局高くなっていくので赤磐市としての将来は公共下水とかあるいはそういった処理をどう全体とし考えるのかというのをしっかり行財政との関係で見直すところは見直すとかあるいは今言われるような〇〇委員のそうだと思うんですけど、公平とかいろんな処理の仕方によって全部負担がほんとに公平になっているのかどうかというようなことがないと一方だけ求めるとか一方は全然いろわないとかそれでは公平さが保てないのでそこら辺の情報公開といいますか、納得していただけるためには公共下水をやってる人はこれだけ合併ではこれだけ個人ではこれだけですってそれぞれそれなりの公平感を実感できるような形でやらないと公共だけの話で終わると少し問題を起すんじゃないかなと。将来計画の見直しなりあるいはそれを確立する必要があるし、公平さということも重要なファクターだと思うのでそこらを整理していただくとありがたいんじゃないかと。

議長：次回に一応ビジョンを出していただくということになっておりますので、その鳥越先生が言われたみたいに、納得のいる分が入りますよね。ただ料金を赤字の分を埋めるためにこう上げると言うだけでは、それはなかなか皆さんも納得しにくいと思いますので、下水道事業含めて将来的にどういう風に改善していくことも合わせてご提案していただきたいなと思います。結局、もしも料金だけでということになると数年たったらまたこの会議を開いていくら上げましょうかという話に永遠に続いていくことになると思います。

委員：各個々の家と公共を結ぶのは限界があるんじゃないですかね。合併槽と公共を結ぶとかですね。そういう仕方もあるんじゃないかとそこら辺のあたりを計画を立ててくださって、前に立てたからこれを是か非でもなんていうような発想じゃなくてほんとに過疎化が進んでいるところに各個人で結んでいったらお金がなんぼあっても足りませんよ。

議長：だいたい公共下水道は人口密度の高いところからやっとするわけですからこれから残っているところは人口密度の低いところでしかも高齢化が進んでいますから10年15年たったらもっと人口減りますよね。そこに地下のパイプライン掘っていくのはコストはかかるけどたとえばパイプラインが通ったところで皆さんがつないでくれたとしても人口も減ってますから赤字になっていきますよね。ということはどんどん下水道事業をやるってことはどんどん負担を増やしていくという構図にならざるをえない。全国中小の市町村でみんなそれに直面してますので、そういう意味で今回だけ料金改定を認めてもらったら自分らがここにおける任期中にはこれで終わりでいうようなことを考えずに、後に引き継ぐ人のことも考えてぜひ市長とも相談していただいて大きな方向性を出していただいて、その上でそういう計画があるんなら、値上げもやむをえないかなというそういう雰囲気にならないとなかなか難しいかなと思いますので、ぜひ次回までに相当つめたもので出していただきたいと思います。他に特にご意見等ございませんようでしたらこれでご意見をいただくのは終わりということにして、後は事務局におまかせしたいと思います。

事務局：貴重なご意見をありがとうございました。今回は2月の末に開く第2回の予定だったんですが、

かなり遅くなりまして申し訳ございませんでした。次回は、6月くらいを目標に頑張りたいと思いますのでまたご連絡させていただきます。それから、今いろいろたくさん意見をいただいたんですけど、別途意見を出していただける場合、今日机の上に置いております用紙に書いていただいて返信用の封筒でいただいてもいいですし、メールアドレスも書いておりますのでそちらの方にメールで送っていただいてもかまいませんので。ご意見等につきましてはまた第3回次回で出されたものについては、ご回答させていただくような形になると思いますので、お忙しいところですが、来月の11日までに提出のほうよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

委員：スケジュールが変更されるわけ。第1回の審議会で出されとる第3回が5月いうんが6月くらいになるん。

事務局：はい。では、最後に部長のほうがごあいさついたします。

部長：今日は大変お忙しい中ありがとうございました。それから貴重な意見をいただきました。公共下水道非常に公共性が高く使命をもった事業と思っております。ただ、この事業を推進いたしますにも先ほどいろいろな意見をいただきました。ほんとに効果の出る事業として今後は将来を見据えた将来計画を立てていかないといけないと感じております。そういったことで次回ではどこまで計画が示せるかわかりませんが、それに向けてしっかり頑張っていきたいと思っております。それから今日は財政的な部分を紹介させていただきました。非常に財政的な厳しいということは皆さんわかっていただけたのかと思っております。そういった中で一般財源からの繰り入れその部分は公平性の部分から今一つ料金の利用者からいただく部分が公平を保てる部分かなと思っておりますので、今後につきましてはその料金の部分も将来計画を示させていただいた中でお示しをいただければありがたいかなと思っておりますのでよろしく願いいたします。今日はほんとにありがとうございました。